

○ 社債、株式等の振替に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>（特別法人出資を振替機関において取り扱う旨の発行者の同意）</p> <p>第六十五条の二 法第二百四十七条の二第二項に規定する政令で定めるものは、同条第一項に規定する特別法人出資の発行者の役員の全部又は一部をもつて構成される合議体であつて業務執行の決定を行うものとする。</p> <p>（特別法人出資に関する株式に係る規定の準用）</p> <p>第六十五条の三 第二十八条（第一号に係る部分に限る。）の規定は法第二百四十七条の二の三第一項において準用する法第二百二十九条第三項第七号に規定する政令で定める事項について、第三十三条から第三十八条までの規定は法第二百四十七条の二の三第一項において準用する法第二百四十二条第一項に規定する振替口座簿への記載又は記録について、第四十一条の規定は法第二百四十七条の二の三第一項において準用する法第二百六十二条第一項に規定する政令で定める方法について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。</p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>現 行</p>

第三十三条第二項 第二号	及び 数	及び口数（これに類 するものを含む。第 三十六条第二項第二 号において同じ。）
第三十六条第二項 第二号	及び 数	及び口数

(適用除外)

第六十五条の四 振替特別法人出資（法第二百四十七条の二第一項に規定する振替特別法人出資をいう。次条において同じ。）について
は、日本銀行法施行令（平成九年政令第三百八十五号）第六条第二項及び第八条第一項、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法施行令（平成十五年政令第三百六十四号）第二条第二项、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法施行令（平成十五年政令第三百六十八号）第三条第二項、国立研究開発法人科学技術振興機構法施行令（平成十五年政令第四百三十九号）第三条第二項、国立研究開発法人理化学研究所法施行令（平成十五年政令第四百四十号）第三条第二項並びに国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法施行令（平成十七年政令第二百二十四号）第四条第二項の規定は、適用しない。

(新設)

(日本銀行法施行令等を適用する場合の読み替え)

第六十五条の五 振替特別法人出資についての日本銀行法施行令第二条第二項第二号及び第三号、第六条第一項並びに第八条第二項及び第三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第八条第二項	第六条第一項			第二条第二項第三号	第二条第二項第二号	出資の口数及び当該の番号	出資の口数
質権者 前項の記載をされた	三者 日本銀行その他の第三者	記載し、かつ、その氏名又は名称を出資証券に記載した	出資証券	出資者の持分			
権者（社債、株式等） 登録特別法人出資質権者	日本銀行	記載した					

(新設)

2 |

第二条第一項 氏名又は名称を出資 記載し、かつ、その 記載した	振替特別法人出資についての国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法施行令第二条第一項並びに第三条第二項第二号及び第三号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	第八条第三項 第一項の記載をされた質権者 登録特別法人出資質権者	の振替に関する法律 (平成十三年法律第 七十五号) 第二百四 十七条の二の三第一 項において読み替え て準用する同法第百 三十条第一項第二号 に規定する登録特別 法人出資質権者をい う。次項において同 じ。)
---	---	---	--

号 第四条第二項第二 の番号		第三条第一項	振替特別法人出資についての国立研究開発法人宇宙航空研究開発 機構法施行令第三条第一項並びに第四条第二項第二号及び第三号の 規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の 中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	号 第三条第二項第二 の番号	出資の金額及び出資 証券の番号	機構その他の第三者 の証券に記載した
出資額及び出資証券	機構その他の第三者	氏名又は名称を出資 証券に記載した	記載し、かつ、その 記載した	出資者 の持分	出資の金額	機 構

4 | 振替特別法人出資についての国立研究開発法人科学技術振興機構
法施行令第三条第一項並びに第四条第二項第二号及び第三号の規定
の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄
に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四条第二項第三号	出資証券
	出資者の持分

第三条第一項			
第四条第二項第二号	第四条第二項第三号	機構その他の第三者	氏名又は名称を出資証券に記載した
出資証券の番号	出資額及び出資証券	機構	記載した
出資者の持分	出資額		

5 | 振替特別法人出資についての国立研究開発法人理化学研究所法施
行令第三条第一項並びに第四条第二項第二号及び第三号の規定の適

用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項		記載し、かつ、その氏名又は名称を出資 証券に記載した		記載した
第四条第二項第三号	第四条第二項第二号	研究者 の番号	研究所その他の第三 出資額及び出資証券	研究所
第四条第一項	振替特別法人出資についての国立研究開発法人日本原子力研究開 発機構法施行令第四条第一項並びに第五条第二項第二号及び第三号 の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表 の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	出資証券	出資額	
記載し、かつ、その 氏名又は名称を出資				
記載した				

第六十五条の六 （略）	（新投資口予約権に関する新株予約権に係る規定の準用）			
	第五条第二項第二号 第五条第二項第三号	出資額及び出資証券の番号	機構その他の第三者	証券に記載した
	出資者の持分	出資額	機構	

附 則

この政令は、情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第八十号）の施行の日（令和六年十一月一日）から施行する。